二　受信装置の条件

空中線系の絶対利得と受信装置の等価雑音温度との比が（－）四〇デシベル以上であること。

三　空中線の条件

送信又は受信する電波の偏波が、右旋円偏波又は直線偏波であること。

四　前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

別表第一号（第５条関係）

周波数許容偏差の表

［表略］

注

［１～31　略］

32　インマルサット船舶地球局及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備に使用する電波の周波数の数の許容偏差は，この表に規定する値にかかわらず，次のとおりとする。

［(1)～(4)　略］

(5)　インマルサットＩｏＴ型の無線設備　0.1（10^{-6}）

［33～58　略］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第４　略］

第５　インマルサット船舶地球局、航空機地球局（インマルサットＢＧＡＮ型の無線設備に限る。）及びインマルサット携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は，第１から第４までの規定にかかわらず，次のとおり指定する。この指定をする場合には，電波の型式に冠して表示する。

［１～５　略］

６　インマルサットＩｏＴ型の無線設備

(1)　変調信号の送信速度が毎秒3,750ビット又は7,500ビットのもの　36kHz

(2)　変調信号の送信速度が毎秒15,000ビット又は30,000ビットのもの　68kHz

［第６～第81　略］

別表第三号（第７条関係）

［１～36　略］

37　航空機地球局の送信設備のうち1,626.5MHzを超え1,660.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの（インマルサットＢＧＡＮ型に限る。）及びインマルサット携帯移動地球局の送信設備のうち次に掲げる送信設備のスプリアス発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［(1)～(5)　略］

(6)　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットＩｏＴ型の送信設備

ア　不要発射（高調波発射を除く。）の等価等方輻射電力の強度の許容値は、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
1,000MHz以下	任意の100kHz幅における尖頭電力が（－）66dBW以下

別表第一号（第５条関係）

周波数許容偏差の表

［表同左］

注

［１～31　同左］

32　［同左］

［(1)～(4)　同左］

［新設］

［33～58　同左］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第４　同左］

第５　［同左］

［１～５　同左］

［新設］

［第６～第81　同左］

別表第三号（第７条関係）

［１～36　同左］

37　［同左］

［(1)～(5)　同左］

［新設］